

別紙 I

杉並三田会・気ままに歩こう会会則

第1条（設立・名称および連絡場所）

本会は「杉並三田会」の一分科会として設立されたものであり、その名称は、「杉並三田会 気ままに歩こう会」と云い、連絡場所を本会の世話人(以下単に「世話人」と云う)の自宅に置く。

第2条（目的）

本会は楽しく歩くことを通じて会員相互の親睦を図り、健康長寿に資することを目的とする。

第3条（会員）

本会は、前条の目的に賛同する杉並三田会の会員および世話人が承認する家族をもって構成する。

第4条(活動および活動場所)

前条の目的を達するため、都内近郊近県において「歩こう会」（以下「例会」と云う）を開催する。

第5条（例会への参加資格および要件）

第1項（参加者）

例会に参加できる者は、第3条の会員および会員の知人等で世話人が承認した者とする。

第2項（参加の要件）

前項の参加者は、万全の自己管理と自己責任の下に参加するものとする。

第6条（会計）

第1項（会費）

会を運営するために、次の会費を徴収する。

(1)年会費（例会開催案内文書等を郵送にて行う会員を対象に年間1,000円を徴収する。）

(2)参加費（例会に参加の都度、参加者から一人当たり100円を徴収する。）

(3)臨時費（例会運営上の必要に応じ、会員ないし例会等の参加者の同意を得て一定額を徴収する。）

第2項（会計年度）

本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

第3項（会計報告）

世話人は会計年度の終了後、速やかに会計報告を行う。

第7条（役員および役員会）

第1項（役員）

本会には次の役員を置く。

(1)世話人1名（本会の代表者として会の運営を統括する。）

第3条の会員の同意を得かつ杉並三田会の世話人会で承認を受けた者。任期は1期2年とするが再任を妨げない。

(2)世話人補佐若干名（世話人が必要に応じ、会員の同意を得て委嘱する。）

第2項（役員会）

世話人は、会の運営上必要と認めた場合には、前項(2)の役員を招集して会議を行う。

第8条（会議）

世話人は必要と認めた場合、第3条の会員を招集して会議を行う。

第9条（会則の改定）

本会則を変更する必要がある場合は、前条の会議ないし電子メールの交換により、会員の意見を集約し決定する。

第10条（委任）

本会の運営に関し、必要な事項はこの会則に違反しない限り、世話人および第7条第2項の役員会の決定によるものとする。

付則

(1)この会則は平成27年10月1日から発効する。